墨田区のお知らせ　NO.1943

すみだ

2019年（令和元年）11/1

毎月1日・11日・21日発行

◆2面以降の主な内容
2・3面・・・令和元年度東京都功労者表彰
3～6面・・・講座・教室・催し・募集
7面・・・・・・すこやかライフ
8面・・・・・・つながる すみだ人

つながる墨田区

発行：墨田区（広報広聴担当）☎5608－1111代表　〒130－8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号　https://www.city.sumida.lg.jp/

【撮影協力】子育て支援総合センターで毎月第４月曜日開催の「おれんじたいむ」に参加された皆さん

子どもの笑顔を守ろう

児童虐待を未然に防ぐためには、親が子育ての悩みを一人で抱え込まないこと、周りの方が親や子どもの異変にいち早く気付くことが大切です。今号1面では、子育ての悩みを相談できる地域の窓口や、同じ地域に住む方ができることを紹介します。
[問合せ]子育て支援総合センター☎5630－6351

オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

児童虐待とは、大きく以下の4つに分類される、子どもに対する保護者の行為です。

❶ 身体的虐待
殴（なぐ）る・蹴る・やけどをさせる・戸外に締め出すなど

❷ ネグレクト（養育放棄）
食事を与えない・家に閉じ込める・学校に行かせない　など

❸ 心理的虐待
子どもの面前でのDV（配偶者等への暴力・暴言）・無視・言葉での脅し　など

❹ 性的虐待
性的関係を強要する・性的な被写体にする・性器等を見せる　など

しつけと称した体罰も虐待です！

都の条例において、保護者による体罰や暴言等は禁じられています。たとえ〝しつけ〟と称して行った場合でも、子どもにとっては虐待となる可能性があります。

お父さん・お母さんへ　子育ての悩み、ひとりで抱え込まず、相談を！

「つい、イライラしてしまう」
「子どもが、なかなか寝てくれない…」
「このままでは虐待してしまうのでは…」

こんな悩みは

■両国子育てひろば（横網1－2－8）
相談専用☎3621－1314

■文花子育てひろば（文花1－20－3）
相談専用☎3616－0393

＊受け付けは午前9時～午後6時（月曜日、祝日、年末年始を除く）

下記の機関でも相談を受け付けています！

■子育て支援総合センター
☎5630－6351

■向島保健センター
☎3611－6135

■本所保健センター
☎3622－9137

様々なサポートやサービスをご紹介します！

▶子育て支援総合センター職員・子育てサポーターの皆さん

地域の方へ　「おかしいな、虐待かも？」と感じたら…

迷わず連絡（通報）を！ 匿名でも構いません。秘密は守られます。

■子育て支援総合センター（京島1－35－9－103）☎5630－6351
＊受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後6時（祝日、年末年始を除く）

■江東児童相談所☎3640－5432
＊受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

夜間や休日の緊急時

■児童相談所全国共通ダイヤル☎189（いちはやく）（24時間受け付け）
■東京都児童相談センター☎5937－2330

生命にかかわるような緊急時

■本所警察署☎5637－0110　■向島警察署☎3616－0110

児童虐待防止講演会

地域で支える子育てについて一緒に考えてみませんか？

短編映画「まだ見ぬあなたに」（妊娠出産に悩む高校生と支援者の交流を描いた作品）の上映会とトークセッションを行います。ぜひ、お越しください。

とき　11月23日（祝）午後1時～3時
ところ　すみだ女性センター（押上2－12－7－111）
申込み　事前に電話で、子育て支援総合センター☎5630－6351へ

無料
先着165人